

アイルランド羊毛工業の抑圧

——イギリス重商主義論——

角 山 栄

一 はじめに

一六九九年、「アイルランドおよびイングランドから外国への羊毛輸出を禁出し、イングランドにおける羊毛工業を奨励するための法令」が出されて、植民地のなかでもっともイングランドに近いところで羊毛工業を發展させはじめていたアイルランドが、まずイギリス羊毛工業を保護奨励せんとした重商主義政策の犠牲となった。どうしてイギリスはアイルランドの羊毛工業を圧しつぶさねばならなかったのか。果してアイルランドにおけるそれは、イギリス本国の羊毛工業に決定的な脅威を与えるほどに發展しつつあったのか。もしそれが何らかの脅威を与えつつあったとすれば、イングランドのどのような毛織物業者に、どのような意味で脅威を与えつつあったのか。いいかえれば、この場合の重商主義政策は、イギリスのどのような資本家階級の利益と結びついていたのか。さらに、われわれはこのイギリス重商主義政策の一齣ともいうべきアイルランド羊毛工業抑圧策をつうじて、イギリス重商主義政策の本質を垣まみることができらば、いったいそれはどのように理解したらいいのか。故白杉庄一郎教授は、そのユニークな重商主義論を展開された大著『近世西洋経済史研究序説』のなかで、

ついにこの問題にふれられることがなかったけれども、教授の立場がアイルランド問題を一例証としてどこまで実証に耐えうるかどうか。こうした問題を併せて検討することによって、故白杉教授の靈前に心からの哀悼の意を表したいと思う。

そこでまず、アイルランドの羊毛工業に決定的な打撃と事実上の終焉をもたらし、かのアーサー・ヤングによって「もっとも不名誉な法令の一つ」として非難された悪名高い一六九九年の法令から始めよう。「法令」発布の趣旨はつぎのとおりである。⁽²⁾

「羊毛ならびに羊毛からつくられる cloth, serge, baize, kersey その他の stuffs は、わが王国のもっとも偉大にしてもっとも利益の多い商品であつて、土地の価値も国民の商工業^{トレダ}も、主としてそれに依存しているのが現状である。しかるに最近、多量の毛織物がアイルランド王国やアメリカのイギリス・プランテーションにおいて製造され、しかもそれが日々増加の一途を辿っているばかりでなく、従来イギリスから供給を仰いでいた外国市場にまでどんどん輸出されていることは、やがてわが王国の土地の価値を下落せしめ、更にはわが羊毛工業と貿易を破滅させてしまうようになるであらう。だから、それを阻止し、王国内の羊毛工業を奨励するためにつぎのごとく制定する」

と。以下主な規定は二つある。一つはアイルランドに対する規定であり、他はアメリカの植民地に対する規定である。すなわち、まずアイルランドに対しては、一六九九年六月二四日以後、いかなるものも直接あるいは間接、アイルランド王国よりイギリス(イングランドおよびウェールズ)以外の外国へ、羊毛、羊皮、毛織物

shorting, mortlings, wool flocks, worsted, bay or woollen yarn, cloth, serge, baize, kersey, says, friezes, druggets, cloth serges, shalloons, or any other drapery, stuffs of woollen manufactures whatsoever made up or mixed with wool flocks ……を輸出 (export, transport, ship off, carry or conveyed) せらるゝがべきでない。(一条、それに対する罰則——第二〇三條)。またアメリカ植民地に対しては、一六九九年二月一日以降、アメリカのイギリス・プランテーションでできる羊毛、羊皮、毛織物……(以下右文と同じ)……を、どんな名目においてであれ、そのプランテーション内のいかなる場所においても、船積みしてはならない。同じく輸出する目的で運搬してはいけない。(その罰則——第一九條)

こうした規定から明らかなように、この法令は、アイルランドとアメリカ植民地における羊毛工業を、羊毛ならびに羊毛製品の輸出禁止という手段によって、これを抑圧することを意図したものである。そして法文にみえるかぎりでは、その理由となったものは

(一)近年、これらの地域で多量の毛織物が製造され、しかも日々増加の一途を辿っていること。
(二)しかも、これらの毛織物が大量に外国に輸出され、イギリス本国の羊毛工業にとって憂慮すべき競争相手として立ち現われるにいたったこと。

(三)もしこのような傾向を放置するとき、イギリス本国が蒙る被害として、土地価格の下落と羊毛工業と貿易の破滅がおこるといふのである。

元来、イギリスの羊毛工業は、中世末以来、フランダースやブラバントの先進羊毛工業に抗しながら順調な発展を上げてきたものであり、しかもそれは「イギリスのもっとも偉大にして、もっとも利益の多い商品」である

とともに、土地の価値も国民の貿易も主としてそれに依存していたがごとき、いわばイギリスの基軸産業ともいふべき中心産業であった。こうしてイギリスは外国の羊毛工業との競争とそれに対する勝利のなかに国民的發展の原動力を見出していたが、自己の植民地あるいは自己の支配圏のうちから、有力な競争者が現われることはかつてなかった。しかるに一七世紀末にいたって、アイルランドやアメリカの植民地において、その経済的發展にともなつて、羊毛工業が発展しはじめたばかりでなく、それがイギリス産毛織物と競合しつつ外国へ輸出されるという事態が起つてきたのである。ここに不当な植民地の競争を排除し、事実上植民地における羊毛工業を禁圧するにもひとしいところの、羊毛ならびに毛織物の強力な輸出禁止をもって臨むこととなつたのであるが、イギリス本国が真に脅威を感じていたのは、アメリカ植民地のそれよりか、むしろアイルランドの毛織物工業であつた。

ところが、アイルランドは植民地のなかでも地理的にイングランドにもっとも近いうゑに、歴史的に特殊な関係をもつていたために、アイルランドにおける羊毛工業禁圧の賛否をめぐつて、実は朝野に激しい論議をまきおこしていたのである。それは、同時代にもっと激しい論争をひき起しつゝあつたかの東インド会社のインド産キヤリコの輸入をめぐる、トリーとウィッグとの論争⁽³⁾とはやや性格を異にしてゐた。むしろ国王と下院との政治的紛争をつうじてクローズアップされたアイルランド問題が、他方経済問題として、イギリス羊毛工業との関係において論議せられていた背景も見逃すことができないのであつて、その意味では、この問題をすぐれて政治問題として理解しようとするカニングムの説も、ある程度正しい面をもつていた。⁽¹⁾だから、経済的論争をとりあげるとともに、まずアイルランドに対するイギリスの植民政策の歴史的背景をスケッチしておこう。

(註) (一) A. Young, *The Question of Wool Truly stated.* (1788.) p. 21 cited by E. Lipson, *Economic History of England.* vol. III, p. 204

(二) 邦語彙考 *An Act to prevent the exportation of wool out of the Kingdoms of Ireland and England into foreign parts, and for the encouragement of the woollen manufactures in the Kingdom of England.* (10. Gul. III, cap. 16) p. 565 (ノットマン) *English Historical Documents*, vol. VIII, (1660—1714), ed. by Andrew Browning (1953), pp. 742—43 に掲載されているのでそれに依拠した。

(三) 張漢裕著『イギリス重商主義研究』(昭二九、岩波書店)、四七一—五八頁。

(四) W. Cunningham, 'The Repression of the Woollen Manufacture in Ireland' *English Historical Review*, vol. i (1886)

二 イギリスの対アイルランド植民政策

一六九九年のアングロ・ノルマンの侵入以来、アイルランドの歴史はイングランドによる征服、植民、土地・人民の収奪の歴史であるが、一七世紀はイングランドがアイルランドを最終的に征服した世紀である。⁽¹⁾とくにクロムウェルによる征服と、ウィリアム三世による征服は、もっとも徹底した収奪を伴ったものであるが、われわれはここでは込みいった政治状勢の分析にまでふれることができないから、主として羊毛工業の抑圧にまで発展せざるをえなかった植民政策の歴史をつうじて、両者の関係を辿ってみよう。

イギリス一七世紀後半の重商主義の一つの特徴としての保護主義に注目するとき、植民地の役割は、本国に対する原料供給、本国の商品の輸入市場としてのみ存在せしめられること、したがって本国産業と利害が衝突する植民地産業の発展は抑圧せられる傾向をもっていたことは疑いない事実である。こうした見地に立てば、一七世紀後半のイングランドのアイルランドに対する経済政策は、大きく分けてだいたい三つの面から把握することがで

きるのではないかと思う。すなわち、(一)家畜取引の制限、(二)羊毛取引の制限、(三)羊毛工業の抑圧がそれで、しかもこの順序でその政策が進められたから、以下順次かたんに概観を与えてみたい。

Ⅰ 家畜取引の制限——「家畜法」(一六六六年)の施行——

アイルランド産家畜のイングランドへの輸入は、すでに一七世紀はじめに敵意にみちた注意をひきつけていた。そのときの不平は、それがイングランドの家畜飼育を衰えさせ、土地価格を圧下し、王国から大量の貨幣のストックを流出させるというのである。⁽²⁾このような主張にもとづいて、家畜輸入に反対する法案が一六二一年下院に上提されたが、それは生計費をひきあげ、イングランドの製造業に対するアイルランドの需要を減少させるという理由で拒否された。⁽³⁾

しかし、クロムウエルの征服による荒廃をえて、王政復古のチャールズ二世の時代になると、アイルランドの荒廃した土地を回復させるもともよい方法として、その地の風土と土質にもっとも適していた家畜飼育が奨励され、イングランドからの移住者は熱心にこれに乗り出しはじめたのである。そしてペティのいうごとく、「アイルランドの資源の主なものの家畜である」といわれるほど重要性を増してきたのである。⁽⁴⁾ところが、イギリスの下院はこうしたアイルランドの発展に疑心をもった。すなわち、当時不況に悩んでいたイギリス地主たちは、アイルランド産家畜の輸入こそがイングランドにおける家畜の価格を引き下げ、したがって地代下落の主な原因であると考えたのである。⁽⁵⁾もとよりペティ⁽⁶⁾やアイルランドの指導者オーモンド公⁽⁷⁾はこうした見解に一貫して反対していたけれども、それを口実にして、地主たちは一六六三年、アイルランドおよびスコットランドから脂肪の多い家畜や羊の輸入を制限する法案(毎年八月以降の輸入を禁止)を下院に上提し、たいした反対もなく議會を

通過した。⁽⁸⁾

ところが、この法令はアイルランドに重大な影響を与えた。すなわち、多くの農民たちは小作料を払うことができず、彼らの賃借地を放棄した一方、関税収入の減少と事実上の貿易の停止という深刻な事態に追いやられたのである。⁽⁹⁾

こうしたアイルランドの景気悪化にもかかわらず、他方イングランドにおいてもあいかわらず地代は上昇しなかつたために、一六六五年議會はアイルランドからの輸入制限を一段と強化した法案を提出したのである。それはたんに毎年八月以降のアイルランド産の脂肪の多い家畜の輸入を禁止するといった生ぬるいものではなく、アイルランド産家畜は脂肪の多少にかかわらず、また生死を問わず、しかも一年中をつうじて羊、豚、牛肉、豚肉およびベーコンをも含めて、その輸入を全面的に禁止するというのである。上院はさすがにこれに反対したために、つぎの議會まで通過がひきのばされたが、ついに一六六六年上院の反対を押しきって通過したのである。⁽¹⁰⁾ 下院がこの法案の通過に際して強引な態度を示したのは、一部はオーモンド公に対する個人的な嫉妬のためであつたといわれる。すなわち、もしアイルランドがあまりにも繁栄するか、あるいはイングランドよりも一そう急速に繁栄するようになれば、国王チャールズ二世はオーモンド公の勢力をつうじて、實際上イギリスの議會から独立するようになることを恐れたためであるといわれる。⁽¹¹⁾

II 「家畜法」の影響

ところで、「家畜法」の直接的結果は、アイルランドの諸利益に害を与えたけれども、その最終的な影響はむしろアイルランドに有利であり、イングランドにとっては有害であるという奇妙なことが起つた。

まず、アイルランドが家畜法からえた主な利益というのは、それが却ってアイルランドと外国との食糧品取引の発展を促進したということである。すなわち、イングランドへの家畜の輸出はとまったけれども、アイルランドは食肉および畜産加工品を今度は外国へ輸出しはじめたのである。いま「家畜法」通過の一六六六年を境にした二つの時点、一六六五年と一六六九年をとって食肉および畜産加工品の輸出額をみると、つぎの表のとおりである。⁽¹²⁾

| | 1665 | 1669 |
|-------|---------|---------|
| (頭) | 37,544 | 1,054 |
| (樽) | 29,204 | 51,793 |
| (cwt) | 26,413 | 58,041 |
| (cwt) | 318 | 1,227 |
| (cwt) | 21,003 | 38,183 |
| (cwt) | 1,330 | 3,473 |
| (枚) | 106,344 | 217,046 |
| (ダース) | 612 | 1,731 |

これらの商品の輸出先はこの統計表からは必ずしも明らかでないが、おそらくフランス、オランダ、スペインその他の外国、さらにはアメリカにおけるイギリス植民地へさえ輸出されたであろう。⁽¹³⁾一六七三年ウィリアム・テムプル卿は、アイルランドの食糧品取引が増大したことに驚き、『アイルランド貿易論』*Essays on the Trade of Ireland* に於いてつぎのようにつづけた。「家畜法がイングランドへの家畜の移出を禁止して以後、アイルランドは新しい貿易の捌口を求めねばならなかった。羊毛はイギリス市場で売ることができたし、またひそかに外国へ密輸して儲けることができたために、大量の土地が牧羊業に転換された。またイングランドへ輸出していた家畜飼育業者は、酪農業者に転業する

か、家畜を六、七才まで成長させて牛肉取引に転業するか、いずれにしても大きく経営を転回したが、それはここ数年のうちにいちじるしく成功を収めて、一六六九年にはオランダ商人のあるものは、アイルランドから直接イギリス産のそれに劣らないアイルランド産牛肉数荷を買いつけたと断言したほどである。……だから、もし英

蘭戦争が起らなかったならば、家畜法によって損害を被ったどころか、数年ならずしてアイルランドの貿易は異常な発展を示したであろうし、アイルランドを富ましめたであろう」と。⁽¹⁴⁾それと関連して、内外船の食糧積込みはイングランドからアイルランドに移った。というのは、オランダやフランスの船舶は、アイルランドにおいてヨリ安価に食糧を積込むことができたからである。⁽¹⁵⁾

このようにしてアイルランドの対外貿易がイングランドから外国へ移ったことによって、イングランドが被ったいま一つの大きな損害は、イングランド産商品のアイルランドへの輸出が減少したことである。すなわち、一六六三年以前にはアイルランドは毎年平均二〇万ポンドにのぼるイングランド産商品を輸入していたけれども、一六七五年には二万ポンド以下といういちじるしい減退を示した。とくに従来アイルランドの家畜と交換に輸出されていたホップやビールの輸出が減少した。⁽¹⁶⁾これは当然、アイルランドとの貿易に従事していたイギリス海運業の不振、多くの船員の失業という不利益を重ねることとなった。⁽¹⁷⁾

Ⅲ 「家畜法」の結果としての羊毛生産の発展

「家畜法」がイングランドに与えたもう一つのもっとも大きな影響がある。それはアイルランドにおいて以前家畜の飼育にあてられていた多くの土地が、羊を飼育するために転換されたことから起ったもので、そのなかでももっとも深刻な問題をひき起したものはつぎの二つである。それは(一)アイルランド産の羊毛がひそかに大量に外国へ輸出され、イギリスのライヴァルである外国の羊毛工業に利益を与えたこと。(二)アイルランド自身羊毛工業を発展させたことである。一六六九年に出版された『母国商品とくに羊毛工業の商品からえられるイギリスの利益』*England's Interest arrested in its Native Commodities, and more Especially of the Manufacture of Wool.*

によれば、この年にはやくも、アイルランド産羊毛がフランスに輸出されて、イギリス羊毛工業に大きな危害を与えつつあるとのべられているように、「家畜法」が予期に反して自らを傷つける悪法であることが、識者のあいだにしたいに認識せられつつあった。⁽¹⁸⁾

このような馬鹿げた法令ははやく撤廃した方がよいという意見にもかかわらず、⁽¹⁹⁾撤廃へ踏切ることができなかつたとすれば、⁽²⁰⁾早晩「家畜法」から派生した諸問題に再び何らかの対策を講ぜねばならなくなることは、けだし当然のことである。しかも、「家畜法」から派生した諸問題のうち、何といてもイギリスにもっとも大きな脅威となった基本的問題は、アイルランドにおける羊毛生産ならびに羊毛工業の発展である。⁽²¹⁾この点はわれわれの主題に直接関係するので、つぎに節を改めてアイルランドにおける羊毛工業の発展をやや詳しくのべてみよう。

(註) (一) アイルランド史にかんする文献は多数にのぼるので、⁽²²⁾経済史についての代表的文献だけをあげておくと、中世およびとくにチャーター時代のイギリス・アイルランド関係については、E. Carrus-Wilson, 'The Overseas Trade of Bristol in the Fifteenth Century' in *do*, *Medieval Merchant Venturers*. (1954); A. K. Longfield, *Anglo-Irish Trade in the Sixteenth Century*. (1929); A. L. Rowse, *The Expansion of Elizabethan England*. (1955), esp. chaps. III, IV, etc. 一七世紀と一八世紀 G. A. T. O'Brien, *The Economic History of Ireland in the Seventeenth Century*. (1919); R. H. Murray, *Ireland, 1603—1714*. (1920); Alice E. Murray, *Commercial and Financial Relations between England and Ireland from the Period of the Restoration*. (1903); M. J. Bonn, *Die englische Kolonisation in Ireland*. 2 vols. (1906); D. A. Chart, *An Economic History of Ireland*. (1920) etc. 一八世紀にかんする重要な文献は G. A. T. O'Brien, *The Economic History of Ireland in the Eighteenth Century*. (1918); C. Gill, *Rise of the Irish Linen Industry* (1925) をあげておこう。⁽²³⁾なおかんたんな通史としては、堀越智「アイルランドの歴史」(『世界史講座』IV、東洋経済新報社、所収)を参照せよ。⁽²⁴⁾

(二) ちなみに、一六二二年におけるアイルランドからの輸出家畜頭数は、約一〇万頭にのぼっていた。W. Cunningham, *The Growth of English Industry and Commerce*, **Modern Times, Part I, p. 372.

- (3) E. Lipson, *The Economic History of England*, vol. III, p. 198.
- (4) ベテイ、松川七郎訳『アイアランドの政治的解剖』(岩波文庫) 一四一頁。因みに、ベテイは一六六四年にアイルランドからイングリランドへ輸出された家畜や羊の価値を一五万ポンド強とみている。同書、一四四頁。
- (5) W. Temple, *Works*, III, p. 19 cited by W. Cunningham, *The Growth*, p. 372.
- (6) ベテイ、前掲書、九四—五頁。
- (7) Ormond 公は当時イングリランドにおける地代の下落がアイルランドからの家畜の輸入にもとづくという主張はたんなる誤解にすぎないとして、つぎのようにのべていた。すなわち、地代の下落は輸入された家畜の価値以上に大幅に下落している。したがって、その原因は他に求められねばならない。例えは、長いあいだおこなわれた四旬祭 (Lent—これは聖灰日 Ash-Wednesday から復活祭前日 Easter-Eve までの四〇日間、断食や懺悔をおこなうこと) を復活したこと、家畜の飼育を困難にした一六六二年の夏のひどい早魘、多数の新教徒 secretary がアメリカのフランティションへ流出避難したこと、多数の人口を減少させたペストの流行、オランダとの戦争による貿易の妨害、古くからおこなわれてきた接待の習慣 (hospitality) の廃止、およびイギリス製造業の一般的衰退をその原因としてあげている。G. A. T. O'Brien, *The Economic History of Ireland in the Seventeenth Century*. (1919). p. 155.
- (8) *Ibid.*, pp. 153—54.
- (9) *Ibid.*, p. 154.
- (10) Irish Cattle Act, 1666—An Act against importing cattle from Ireland and other parts beyond the seas, and fish taken by foreigners (18 & 19 Car. II, cap. 2) in *English Historical Documents*, vol. VIII, (1660—1714), ed. by Andrew Browning, 1953, pp. 732—33.
- (11) W. Cunningham, *op. cit.*, p. 373 因みにカニングムの対アイルランド政策観の根底には、たえずこのような下院対国王(「アイルランド」)の国体が伏線として秘められていることに注意。それがアイルランドがもつ、他の植民地から区別せられる性格であるところである。なお、「家畜法」に反対したオーモンド公の態度は、Letter from the Lord Lieutenant and Council to the King, dated 15th August, 1666, in G. A. T. O'Brien, *op. cit.*, Appendix IV を参照。
- (12) G. A. T. O'Brien, *op. cit.*, p. 161.

- (13) アメリカにおける諸島嶼やプランテーションにもアイルランド産の尨大な牛肉、豚肉、バターその他の食糧品が溢れ、カナリー島のイギリス食糧商人は、アイルランド人の競争に破れて破産したほどであった。O'Brien, *op. cit.*, p. 163.
- (14) *Ibid.*, pp. 162—63.
- (15) E. Lipson, *op. cit.*, p. 199.
- (16) *Ibid.*, p. 200.
- (17) O'Brien, *op. cit.*, p. 163.
- (18) *Ibid.*, p. 163.
- (19) 例として Reason for a limited exportation of Wool, London, 1677 がそれである。O'Brien, *op. cit.*, p. 165 なおこの史料は J. Smith, *Memoirs of Wool*, Chap. 56 に収録されている。
- (20) それはその後一世紀のちまで散逸をれない。
- (21) ここで注意すべきことは、チャールズ二世時代にはまず地主の利益とりわけ地価の上昇が、王政復古政府の表面上の中心問題となっていたけれども、名啓革命以後は地主の利害と並んで製造業者とりわけ羊毛工業者の利益が、政策の中心課題となる。つまり、重商主義が何よりも工業の保護政策として展開されはじめる点は注目しておく必要がある。

三 アイルランドにおける羊毛工業の発展

アイルランドではむかしから土着のフリーズ (Frieze) 工業が営まれていたが、それは自家消費用のための織物であって、輸出されることはほとんどなかった。一四世紀にはリマリックに輸出用のためのサージ工業が営まれていたことが知られるが、⁽¹⁾ イングランドから職人を迎え入れて羊毛工業を振興せんとする政策がとられるようになったのは、一七世紀のはじめであった。けれども、イギリス議会は政治的経済的理由から、アイルランドにおける競争産業の発展に対して疑惑の眼をもっていたために、⁽²⁾ そうした政策は歓迎されなかった。だから、一六六

○一九〇年のアイルランド羊毛工業を考察するにあたって、事実上無から出発しつづつあった工業を考えてよい。ところで、「家畜法」の施行によって家畜飼育を事実上禁止された牧畜業者のあるものは、羊毛生産に転向するものが現われる一方、肉の価格や生計費の低下、労賃の下落によって、羊毛工業の展開に有利な条件が生れた。こうした羊毛価格と生計費の安いことが、おそらくイングランドの毛織物業者をひきつけたのであらうと思われるが、イギリス羊毛工業の不況期に当たっていた一六六〇年代以降、しきりに織元たちがアイルランドに移住し、羊毛工業を展開しはじめた。

一六七七年頃の史料によれば、⁽³⁾「彼らはダブリンにアイルランドとしては比較的大規模な工場を建設した。⁽⁴⁾そしてそれ以後ひきつづき営まれており、日々増加の一途を辿っている。さらにほとんど同時にオランダからも六〇家族がやってきて、リマリックに別の工場を建てたが、これはひきつづく戦争のために衰えてしまった。しかしその後、イングランドの織元の多くが来住し、ヨーク (York) およびキンセール (Kinsale) 附近に定住した。そこにおいて彼らはひきつづき営業をおこない、かなりの発展をみせた。また若干のフランス人もウォーターフォード (Waterford) に来り、druggets その他彼らの好みの商品をつくった。一、二年ほどまえには若干のロンドン人がクロンメル (Clonmel) において、彼らの代理人によって管理されたいま一つの工場をおこした。⁽⁵⁾このようなアイルランド羊毛工業の新しい発展にもかかわらず、そのテンポは数字に現われたかぎりでは、まだ大したこととはなかった。一六八五—一八七七年においても、「アイルランドから輸出された羊毛製品」は左のごとくであった。⁽⁶⁾

アイルランドから輸出された羊毛製品

| | New Drapery (匳) | Old Drapery (匳) | Frieze (匳) |
|------|-----------------|-----------------|------------|
| 1685 | 224 | 32 | 444,381 |
| 1687 | 11,360 | 103 | 1,129,716 |

輸出された毛織物のほか、どれだけ国内市場で消費されたかについては、輸出品の三倍の毛織物が国内で消費されたという説と、輸出羊毛は国内で消費されたその三倍であるという全く逆の見解が当時にもあって、⁽⁷⁾実際の程度の生産量があったかは不明であるが、「公平にいつて、アイルランドでつくられる全数量は、イングランドのどの一州の生産量の半分にも達しなかつた」という見解は一つの目安になるであろう。⁽⁸⁾

それにもかかわらず、こうした発展に対して早くもイギリスの製造業者は大きな反対の叫びをあげた。ウィリアム・テムブルは一六七三年に「アイルランドはいまや羊で溢れており……、羊毛の織維も一般にノーサムプトンやレストアーシャーのそれと同じであるから、アイルランドの織元たちによる羊毛工業の改良は、イングランドの商工業に大きな危険を与える。したがってアイルランドにおいて羊毛工業を奨励することは適當ではない」とのべていたが、⁽⁹⁾一六七五年には、アイルランドへ移住を望んでいたといわれるデヴォンシャー織布工の織機が、イクターターの織布工たちによって襲撃され破壊されるという事件が起つた。⁽¹⁰⁾

これはまだ水鳥の羽音におどろくイギリス織物業者の幻想の脅えであつたであろう。けれども名譽革命以後におけるアイルランドの発展はかなり急速であり、⁽¹¹⁾とりわけその影響はイングランド西部の羊毛工業に害を及ぼしはじめた。

すなわちアイルランドはデヴォンシャーから労働をひき寄せて羊毛工業を發展させ、いままでイングランドへ送っていた羊毛を中断せしめた。例えば、イクンター、トーントン (Taunton)、バーステンプル (Barnstaple)、アッシュバーナム (Ashburnham)、ティヴァートン (Tiverton) のときサマーセット、デヴォンの工業は、その羊毛供給をアイルランドに頼っていたが、彼らはもはやそこから入手することができなくなった。⁽²¹⁾ また一六九八年にはイクンター織布工組合は、最近イクンター地方からアイルランドへ移住した二〇人のサージ製造業者のリストを提出しているし、ティヴァートン市長も同じくその地方からアイルランドへ移住した織元のリストを提出しているように、西部からアイルランドへの毛織物業者の移動がめだつて増えてきたのである。⁽²⁴⁾

こうしたアイルランドの経済的進歩に対する嫉妬は、国王の独立的権力の増大という政治的危惧と結合して、新しい不満となって爆発し、ついに一六九九年の「禁圧法」にまで發展するが、その間における論争と議会におけるかけひきは、インド・キャリコの輸入をめぐる論争とともに、重商主義政策を理解する上での大きな課題を提出していると思うので、つぎにこの問題についてのべてみたい。

(註) (1) W. Cunningham, *op. cit.*, p. 369n.

(2) 例えは Stratford のアイルランド政策は、イギリスに多くの雇用と大きな収入を与えていた羊毛工業が新しく起らないように、熟練労働者の移住などには努めて反対した。むしろ彼はイギリスと競争関係にないリンネン工業の發展に大きな注意を払った。 *Ibid.*, p. 369 ; do., 'The Repression of the Woollen Manufacture in Ireland' *Eng. H. R.* vol. i, (1886), pp. 277—79.

(3) A Letter from a Gentleman in Ireland to his brother in England, 1677. in J. Smith, *Chronicon Rusticum-Commercial.* ed., 1747, i, pp. 303—4.

(4) Sheffield, *Observations on the Objects made to the Export of Wool from Great Britain to Ireland.* 1800 p. 23. ¹²⁴ 一六六四年頃、ダブリンにイギリス織元の居住地があったことをのべているから、おそらくそれを指すのであろう。E. Lipson,

Economic Hist. of England, vol. III, p. 202n.

(5) その工場は、一六七四年 Ormond 公の援助によってロンドン商人の他、西部の織元も出資して一〇万ポンドの株式会社を組織していた。E. Lipson, *op. cit.*, p. 203, ; W. B. Stephens, *Seventeenth Century Exeter, 1625—1688*. (1958), p. 112. なおこの工場は数百人の労働者をやとい、インランランドでできるのと同じ良質の毛織物 (cloth or stuff) をつくると非常に成功を取めた。G. A. T. O'Brien, *op. cit.*, p. 186. この数百人という労働者の数は、当時インランランドにおいてもみられない大規模なもので、上からのマニファクチャの二つの例を示している。なお一六七四年 Ormond 公は Callan にも大工場を創設した。O'Brien, *op. cit.*, p. 185 cf. *ibid.*, Appendix XI, Agreements in Connection with the Woollen Manufacture at Callan.

(6) Murray, *Revolutionary Ireland and its Settlement*, p. 395 cited by O'Brien, *op. cit.*, p. 186 (7) *Ibid.*, p. 181.

(8) A Letter from a Gentleman, in J. Smith, *op. cit.*, I, p. 304.

(9) W. Temple, *Essays on Trade of Ireland*.

アイルランドからの羊毛製品の輸出, 1690—98

| | New Drapery (反) | Old Drapery (反) | Frieze (ダース) | 靴 下 | 羊 糸 | 羊 毛 |
|------|--------------------|--------------------|-----------------|-------|-------|--------|
| 1690 | 247 | 11 | 101,419 | 820 | — | — |
| 1691 | 1,470 | 50 | 150,691 | 1,641 | — | — |
| 1692 | 1,500 | 62 | 62,771 | 1,618 | — | — |
| 1693 | 2,726 | 23 | 34,681 | 898 | 1,897 | 36,888 |
| 1694 | 2,912 | 28 | 20,839 | 2,370 | 1,492 | 38,794 |
| 1695 | 2,608 | 17 | 41,146 | 1,251 | 883 | 69,751 |
| 1696 | 4,413 | 34¾ | 104,167 | 2,919 | 7,900 | 89,783 |
| 1698 | 23,285½ | 281¼ | 666,901 | 770 | — | — |

アイルランドへの羊毛製品の輸入, 1693—96

| | New Drapery (反) | Old Drapery (反) | 靴 下 |
|------|--------------------|--------------------|-------|
| 1693 | 90,259 | 14,504 | 4,710 |
| 1694 | 49,620 | 13,085 | — |
| 1695 | 672,932 | 136,562 | 1,098 |
| 1696 | 45,064 | 15,227 | 2,874 |

Murray, *Revolutionary Ireland and its Settlement*, pp. 395—6 cited by O'Brien, *op. cit.*, pp. 227—28.

1673, cited by O'Brien, *op. cit.*, p. 184—5.

(10) O'Brien, *op. cit.*, p. 185.

(11) アイルランドの羊毛製品の輸出は前頁の表の如く着実に延びており、従って経済発展もまたかなり急速であったことが知られる。けれども、イギリスからの羊毛製品の輸入は、輸出をはるかに上廻っていることから推測されるように、それがイギリスの工業に重大な危険を及ぼすほどのものであったとは思えない。O'Brien, *op. cit.*, pp. 227—28.

また一六九八年には羊毛工業に従事しているものは、ダブリンでは二一、〇〇〇人の新教徒家族、アイルランドの他のところでは、三〇、〇〇〇人いたといわれるが、この数字には若干誇張も含まれているであろうが、確かにそれはアイルランドに工業が広くひろがっていたことを示している。O'Brien, *op. cit.*, p. 227.

(12) W. Cunningham, 'The Repression of the Woollen Manufacture in Ireland' *Engl. H. R. vol. i.* (1886), p. 281.

(13) W. B. Stephens, *Seventeenth-Century Exeter, 1625—1688*, (1958), p. 112.

(14) アイルランドが織布工たちをひきつけた主な理由は、生計費と羊毛が安価であるということであった。そしてこれらの有利な条件が、イギリス生まれの労働者を多数アイルランドにひきつけ、従って一六九七年には、デヴォンの工業はやがてダブリンに移植されてしまうであろうと思われたほどであった。W. Cunningham, *The Growth*, ** part. I, p. 376.

四 「アイルランド羊毛工業禁圧法案」をめぐる論争

現実的課題としてアイルランドの羊毛工業に対する攻撃が開始されたのは、ブリストルの経済学者ジョン・ケアリの памフレット『イギリス現状論』*An Essay on the State of England*. Bristol, (一六九五年)の出版であったといわれるが、それが本格的な日程にのぼったのは一六九七年の始めであった。ほぼ同じ頃、東インド会社のキャリコ輸入に対する攻撃も始まった。この二つの攻撃はいずれもイギリス羊毛工業の保護主義的重商主義の性格をもっとも代表的なかたちで示しているという点で共通点もみられる一方、両者のあいだには問題の性質上、

また同時に毛織物業者の利害という点からいっても、かなりの相違ないしある意味では対立さえみられる。

すなわち、アイルランド問題にもっとも関心をもっていたのは西南部諸州の毛織物業者であり、東インド会社の絹、キャリコの脅威をもっとも直接に感じていたものは、イースト・アングリアの織布工およびロンドン、カントベリの絹織工であった。東インド会社問題は、ふつう国内の商業資本と産業資本の対立から生れたといわれるの⁽¹⁾に対し、アイルランド問題は半植民地政策であったから、むしろアイルランドに対しては東インド会社もまた攻撃に参加しうる余地があつたばかりか、実際彼らへの攻撃をアイルランドへ転化する口実さえ見出すことができた。したがつてアイルランドに対しては、東インド会社問題のようにトリー対ウィッグの対立といつた国内問題とは別の要素をもっており、のちにものべるようにむしろ積極的に禁圧にのり出したものなかに、トリー一派が含まれていたことは注意しておく必要がある。

さて、一六九七年のはじめから一六九九年の「禁圧法」案通過にいたる間の議会内外の動きについては、キアニーの最近の研究が⁽²⁾詳しいから、それによつて要点だけかんたんに年代記的に経過を記しておくところのごとくである。

一、イギリス側の動き

一六九七年三月 アイルランド羊毛工業に対する不平の陳状が西部、西南部の諸織物都市 (Bristol, Crediton, Bideford, Barnstaple, Great Torrington, Exeter, Minehead, Taunton) から殺到。

同、三月二十七日 Sir Joseph Tily (Exeter) 及 Sir William Ashurst (London) がアイルランド羊毛製品の外国への輸出禁圧法案を提出。

同、四月五日 一回だけ読会にかけただけで議会議閉会。

同、四月二〇日 秘密院は Board of Trade に命じてこの問題を研究させた。八月末にいたる間、Board of Trade 内部で激しい論争が行なわれた。

同、八月三十一日 Board of Trade はこのとき John Locke の穏健案を採用した。彼の意見はこうである。すなわち彼はアイerland 産羊毛製品の輸出禁止は密輸の統制が不可能であるという理由で拒否し、その代りに羊毛製品に対する半消費税課税の外、羊毛工業で用いられる油、けば立て機、その他各種の道具に対する関税の賦課を提案した。その代償として、麻の実の栽培をゆるすことによってリンネン工業は奨励されるべきこと、またリンネンの輸入には関税免除、亜麻を栽培する土地には同じく十分の一税免除などを提案した。つまり彼の提案は、行政的処置によってアイerland 羊毛工業の発展を阻止し、アイerland における立法によってそこにリンネン工業を奨励することを企図したものである。

同、一〇月頃 Locke の提案と Hamilton のリンネン法案が討議された。

同、十一月頃 Locke の見解は少数派となり、彼は Board of Trade から離れてゆく。当時の Board of Trade の一般的見解はアイerland のリンネン工業を奨励することであるという見解に傾いていた。

同、一二月三日 議会再開。二週間つづく。そこにアイerland の羊毛工業を抑圧せんとする Ashurst の法案が再提出され、一そう強力な反対の兆候がみられた。

同、一二月一四日 アイerland 羊毛工業に対する攻撃が再びトリー党の有力メンバーの一人 Sir Edward Seymour によってとり上げられ、「羊毛工業禁止法案」が提出された。(因みに、Sir E. Seymour の元来の議席はイクセターであったが、一六九五年度選挙の落選のあと、当時は Tomes のホケット・バラ出身の議員として、南西部諸州の利害を代表していた。そして彼はアイerland 問題を利用することによって、失った地盤を回復しようとしていた。)

二、アイerland 側の動き

当時アイerland の大法官であった John Methuen は、アイerland 行政の一官吏として当然羊毛製品の輸出を抑圧しよう

とするイギリスの政策に反対であった。彼はアイルランドの低コストの利益をカバーするために、アイルランド産織物に対して高関税を課すべきであるとし、同時にリンネン工業を改良するために外国から熟練労働者を招聘すべきであるとした。

こうした彼の妥協案に対して、アイルランド議会は直ちにこれを受け入れなかった。というのは、アイルランド議会は当時イギリスの新教徒の利益の代表的機関であり、しかも彼ら新教徒こそアイルランドの牧畜経営主であり、毛織物業者であり、いしかえると「禁庄法」の正に被害者となる人たちであったからである。

これに対して、当時 Ulster に集中していたリンネン工業は、主としてスコットランド人の非国教徒によって営まれていた。

この両者の経済的対立は宗教的対立もあって、一六九〇年代にはアイルランド議会はイギリス・ウィッグの後援の下に、Ulster の非国教徒の宗教的寛容を認めようとするあらゆる企てに抵抗していたのである。

こうした対立にもかかわらず、アイルランド議会は一六九九年一月、イギリス議会の先手をうって独自の最終的法案を通過させた。それによれば、広幅織に二〇％の関税、新毛織物に対しては一〇％の関税を課すというのであった。しかしこれは、Board of Trade がイギリスのそれとパーにするためには、アイルランド産羊毛製品に四〇％の関税が必要だとする見解には程遠かった。

三、イギリス議会のその後の動き

一六九八年二月二〇日 Seymour は彼の「アイルランド羊毛工業禁庄法」を議会上提した。

一六九九年一月 ウィッグ党はもはや下院を支配していなかった。Seymour によって率いられた反対派は、ウィリアム国王の軍隊の解散を主張し、激しく政府を攻撃した（トーリーの反撃）。それとともに「禁庄法」案は三つの読会を通過し可決された。

ところで、一六九八年はじめようやくシーモアを中心とするトーリーの攻撃が激しくなりつつあった頃から、

九九年一月「禁庄法」がイギリス議会を通過したときにいたるまでの約一年間、アイルランド問題をめぐる活潑なパンフレット合戦が展開されていた。

I 「禁庄法」に反対の見解

「禁庄法」に反対の見解は、まずアイルランド在住のイギリス人の間から、被虐者の哀願にも似た悲しい声となって出てきた。『アイルランド論』⁽³⁾ *A Discourse concerning Ireland, and the different Interests thereof, in Answer to the Exon and Darnestable Petitions: shewing, that if a Law were enacted, to prevent the Exportation of the Woollen Manufacturers from Ireland to foreign Parts, what the Consequence thereof would be, both to England and Ireland, 1697—8.* の著者はつぎのように主張している。

アイルランドにはアイルランド人、スコットランド人、イングランド人が住んでいるが、まずアイルランド人は「戦前すでにイギリス人経営の羊の群がこの国の平原に多数飼育されるようになったので、彼らの大部分は王国の山岳地方や森林地方に追いやられた。こうして彼らはしばしばイギリス人の羊をひどく憎悪をこめて呪い……この間の戦争のときも、耕地の家畜を数百頭となく屠殺するような野蛮な破壊を敢てした。そうした事情も原因となって、ここ二、三年のうちに豊かな王国に一大凶作が発生した」。

一方、スコットランド人は「イギリス人とは異った利害と従属をもった人種で、彼らはスコットランドから宗教や商業にかんする企ゆる規制をうけている。彼らの八万家族が最近スコットランドから移住してきて、ほとんど Ulster の全地域を所有し、そして Cork, Kerry, Limerick の地方にも多数住んでいる。彼らの毛織物工業はほとんどるに足りないが、彼らは主としてリンネン織物を製造し、スコットランドおよびフランスとの貿易

によってかなり富を蓄積している」。

ところで、「イギリス人はアイルランド唯一の大きな牧畜業主であり、毛織物製造業者であり、そして羊毛工業に関係のある他の商業に従事している。すなわち、Dublin 市内および郊外には、このような羊毛工業に従事しているイギリス人家族が一万二千家族以上おり、したがってこれらの職業で生活しているものが五万人以上いると計算される。……だからアイルランド羊毛工業禁圧法が施行される場合、もっともひどい影響をうける唯一の人々はこうしたイギリス人である」と。

いま一つの反対の立場は、おそらくロンドン商人の立場を代弁したと思われる『禁圧法案考』⁽⁴⁾ *Some Thought on the Bill* の著者の見解である。その主張の要点はつきのごとくである。

(一) イングランドはアイルランドによって大きな利益をえている。というのは、アイルランド王国の土地の約半分はそこに住んでいるイギリス人に属しており、彼らは地代をたえず現金で回収している。

(二) イングランドはアイルランドに、彼らが消費する商品の大抵のものを供給している。そしてそれを買うことのできるアイルランド人口の9/10は、イギリス製の毛織物を着用しているのに、イングランドはアイルランドからほとんど何も買わない。

(三) アイルランドが貿易によってえているところのものはすべてイングランドに中心がある。そしてアイルランドの貿易の多くは、イギリス人の資本によっておこなわれている。

(四) アイルランドが抑圧され破壊されるだけ、それだけ多くイングランドにおいて羊毛製品がつくられるということにはならない。むしろオランダやフランスなどが、アイルランドによって失われる貿易を手に入れるである

う。

(五) アイルランド人はイギリス人よりも外国市場へヨリ安価に彼らの製品を送ることができない。というのは、彼らには労働力と資本と原料が欠乏しているからである。

(六) アイルランドはほんの若干の靴下とかフリーズを製造するにすぎず、しかもごく僅かしか外国へ輸出しない。しかもアイルランドの織物業者はイングランドよりも少い賃銀しか支払われないから、彼らがわが人民を引き寄せるようには思われないし、誰も必要⁽⁵⁾に⁽⁶⁾を⁽⁷⁾え⁽⁸⁾ないもの以外はアイルランドへゆかないであろう。もしこの法案が通過すれば、羊毛工業に従事しているものは他国へ出てゆかざるをえないであろう。

いずれにしても、この法案はアイルランドにおけるイギリス人の利益を損うばかりか、イギリスのためにもよくない。しかも、それはたんに一つの地域つまりイクンターだけが関心をもっていることであって、それをアイルランド全王国と比較されるべきものではないというのである。

II 「禁圧法」に賛成の見解とその社会的基礎

これに対して、断乎としてアイルランド羊毛工業の禁圧を主張する人たちの代表的見解は、『イギリスの利害』⁽⁹⁾ *The Interest of England, as it stands with relation to the Trade of Ireland* のなかにみられる。

「私の意図は、イングランドの工業に直接妨害となるアイルランドの工業の発展を抑止する必要を示すことにある」としてつぎの八つの理由をあげている。

「第一に、イングランドは外国から輸入される商品を消費するよりも、外国市場において高い価値ある自国の商品を売る以外、富を手に入れる他の方法をもたない。第二に、イングランドの輸出の一そう大きな価値は、そ

の羊毛工業からえられるということ。第三には、イングランドは外国市場で売れるだけ、外国へ羊毛製品を送ることができたということ。第四には、その工業製品をもっとも安価に提供できる国はどの国であれ、そんなに安くつくれない国よりか産業^{トレスト}の利益をえなければならぬということ。第五には、アイルランドはイングランドよりも安価に同じ羊毛製品を多くつくることができ、したがって外国市場でその販売にこと欠かないであろうということ。第六には、しかしながらアイルランドが外国市場に供給するであろう多数の毛織物は、イングランドからの多くの販売を妨げるであろう。したがってそれだけの価値がイングランドにとって明らかに損失となるであろう。第七には、アイルランドにおいてこの産業^{トレスト}に雇用せられる人々の数がどれだけであれ、それだけイングランドにおけるわが製造業者は仕事を休まねばならない。第八には、そのような人々が国内で飢えることなからんがためには、仕事を求めてアイルランドへ行くであろう。それによって遠からず全産業はおそらくアイルランドに確立され、イングランドでは衰滅してしまうであろう」と。

ここにおける主張は、自由貿易の原則に立ちながら、半植民地と本国とのあいだにおいては、例え半植民地の生産諸条件が有利であっても、それが本国産業と競合するような工業であるならば、国民的生産力保護の立場からこれを禁圧し、本国と競合的でない工業つまりリンネン工業などに活路を見出すことが望ましいという一種のナショナルリズムによって貫かれている。

それでは、こうした政策の推進主体はどのような階層であったか。またどのような毛織物製造業者の利益を代表していたのであろうか。

先にものべたように、積極的な反対運動を展開したものは主として西南部、とくにデヴォンの毛織物業者であ

り、デヴォンのなかでもイクシターの業者がもっとも積極的であった。⁽⁶⁾

いったい、一七世紀後半におけるイギリスの羊毛工業の中心地は、西部・北部・東部のなかでも、グロスターシャー、ウルトシャー、サマーセットシャー、デヴォンを含む西部、西南部諸州が最重要地帯であった。⁽⁷⁾この地域に散在する多くの農村織物都市の取引上の二大中心地として、西部ではブリストル、西南部ではイクシターが栄えていた。一七世紀後半の租税賦課 tax assessment によってロンドンを除く当時の地方都市の富裕度を判断すれば、⁽⁸⁾ブリストル、ノリッチ、イクシターの順序であるが、人口一人当りの財産はイクシターが第一位であった。⁽⁹⁾また商業港の役割からいうと、一六八九—九五年の間の関税補助金報告によれば、一六八九年の法令によってロンドンの特権的独占貿易は、レヴァント、ロシア、アフリカ、イーストランドを除き、あらゆる方面への取引は自由となったけれども、それでもなおロンドンの貿易額は全地方港 (out-ports) の総額の六—七倍もあった。地方港のうち、ブリストルは地方港の全関税の $\frac{1}{3}$ を占め、他をはるかに引き離して第一位、第二位はハル、第三位はイクシターとなっている。しかし、イクシターからの輸出貿易の大部分は、一六八八年以後何ら関税を支払われなかった羊毛製品から成っているのです、これを考慮に入れると、イクシターはおそらくブリストルについて第二位を占めていたと思われる。⁽¹⁰⁾こうしてブリストル、イクシターを中心とする西部羊毛工業圏の重要性は、イングランドのうちでもとくに扇の要の地位を占めていたのである。

ところが、イクシターおよびその周辺のデヴォン羊毛工業地帯は、すでに一六世紀中頃、局地産の羊毛では供給不足で、やがてアイルランド、ウェールズ、スペインからの輸入に依存するようになった。しかしデヴォンの羊毛工業がカーギーからサージ工業へ移るにつれ、一七世紀末にはウェールズ産の羊毛はサージ工業にとっては

重要でなくなり、またスペイン産羊毛の輸入もごく少量となったのにひきかえ、イクシター港をつうじて輸入されるアイルランド産の長い羊毛は、デヴォン工業にとって真に必要なものとなったのである。⁽¹¹⁾ こうして安価な羊毛の供給源であったアイルランドは、とりわけ西南部の羊毛工業と密接に結ばれるようになった。

しかるに、先にものべたようにアイルランドでは生活費が安いことと、サージ製造業者がその織布工をつれてくれば、アイルランドでは家賃無料の家屋を提供するなどの勸奨もあり、デヴォンからアイルランドへの移民が増加しはじめた。その動きは、恰かもイングランドの生計費が騰貴しつづつあった一六九〇年代⁽¹²⁾に集中していたように思われる。こうした移民の増加に加えて、一七世紀末には羊毛工業が不況期に入っていたために、⁽¹³⁾デヴォンにおいても貧民の数は増大し、イクシター、クレディトン、ティヴァーントンのごとき羊毛工業都市では、ブルストルのそれをモデルとしたワークハウスを設立したり、救貧税をひき上げねばならないような状況に追いこまれていたのである。⁽¹⁴⁾

こうしてデヴォン工業都市のなげきは、下院への陳状となり、アイルランド羊毛工業の抑圧を求めたのである。いろいろの論争やかけひきののち、それが成功した事情は先にのべたとおりである。ホスキンスはいう、「こうしてイクシター商人はアイルランドをたんなる彼らの工業原料の源泉として留保することに成功したのである。彼らが勝利をえたのは、一部は下院における彼らの代表が数的に強力であったがためであるが、主として彼らは植民制度の基本原則を自己の側にひきつけることができたためである。つまり植民地の機能は、イギリスの工業に原料を提供し、市場を提供することであった。こうして彼らは三〇年にわたるアイルランドの貧困と虐待の犠牲において、彼らの準地代を手に入れたのであった」と。⁽¹⁵⁾

うぎた、以上アイルランド羊毛工業抑圧政策をつうじて明らかになったと思われるイギリス重商主義の性格の一端をひいて、われわれの見解を提示しておきたいと思ふ。

(註) (1) こうした通説に対しては、渡辺源次郎氏の鋭利な批判に耳を傾けるべきであろう。同「キャリコ論争の背景と」・ケアの経済体制の構想」商業論集、三〇巻三号。

(2) H. F. Kearney, 'The Political Background to English Mercantilism, 1695—1700' *Eco. II. R.*, 2nd ser., vol. 11, no. 3 (1959).

(3) John Smith, *Memoirs of Wool*, vol. II, Chap. 82.

(4) *Ibid.*, chaps. 83, 84.

(5) *Ibid.*, chap. 83.

(6) 議会への陳状は、オキニの述べたサーセマント、デヴォンなど西南部諸州の諸都市のほか、Norwich, Colchester, Baking, London, Sudbury などの東部の織物都市、商業都市からなされてきたとされる。*Ibid.*, p. 22.

(7) なお当り、飯沼二郎、富岡次郎著『資本主義成立の研究』(昭三五、未来社)前編、第一、三、四章および拙稿「イングランド西部における毛織物工業の発展」経済理論、三五・三六号。同「デヴォンシャーにおける毛織物工業の発展と初期マシヨフシーの動向」社会経済史学、二四巻五・六合併号を参照。

(8) T. Rogers, *History of Agriculture and Prices*, vol. V, p. 115.

(9) W. G. Hoskins, *Industry, Trade and People in Exeter, 1688—1800*, (1936), p. 18.

(10) *Ibid.*, pp. 18—19.

(11) *Ibid.*, p. 30.

(12) 一六九〇年代とくに一六九五—六六年のインフレーションについては、J. K. Horsfield, *British Monetary Experiments 1650—1710*, (1960), pp. 3—19.

(13) J. S. Ashton, *Economic Fluctuations in England, 1700—1800*, (1959), p. 140.

(14) W. G. Hoskins, *op. cit.*, p. 33; W. G. Hoskins, ed., *Exeter in the Seventeenth Century: Tax and Rate Assessments*,

1602—1699. (1957), xviii. なお、イクシターのワークハウスはブリストルより二年おかれて一六九八年に設立され、ここでは外部のものを加えて一〇〇人を働かせていたといわれる。また Tiverton のワークハウスの設立は同じく一六九八年、Credition におけるそれは一七〇二年である。天川潤次郎「一八世紀を中心とするワークハウス制度の展開」（矢口孝次郎編『イギリス資本主義の展開』昭三二、有斐閣、所収）一五三、一五五頁。

(15) W. G. Hoskins, *Industry, Trade and People in Exeter, 1688—1800*. (1936), p.35.

五 イギリス重商主義の性格について

——とくに保護主義にかんして——

いったい「アイルランド羊毛工業抑圧政策」をイギリス重商主義政策の展開史のなかで、どのように位置づければよいか。

いま重商主義の国内政策（例えば、「徒弟法」、「救貧法」、「居住法」などによって代表される労働規制、あるいは国内市場政策、租税、公債政策など）を別にすれば、イギリス重商主義政策は周知のように、取引差額制↓貿易差額制↓保護制度の順序で展開された。保護制度は産業（とくに羊毛工業）の保護奨励、殺物法、旧植民地制などによって代表されるが、それはとくに市民革命後の特徴的な政策として、絶対主義下のそれと区別される意味で、固有の重商主義または議会的重商主義ともよばれる。

このような分類からすれば、われわれが右に考察したアイルランド羊毛工業抑圧政策は、保護制度下における旧植民地制と産業の保護奨励政策の二つの原則の混合形態として、ある意味ではもつとも代表的な固有の重商主義政策と規定できるであろう。わが国ではしばしば固有の重商主義を狭く解して、産業資本の成長を培養し保護奨励する政策を固有の重商主義＝保護主義と理解する傾きもみられるが、こうした見解の当否はのちほど改めて

検討することとしたい。

ところで、こうした重商主義政策をどう理解すべきかという重商主義論については、大きく分けて三つの系列がある。(1)一つはアダム・スミスに発してリストの重工主義論によって批判せられ、その後歴史学派の保護主義(1)近代国家形成論をえて、E・F・ヘクシャーの多面的解釈によって集大成される系列である。第二の系列は、マルクスに発する系列で、ここではわれわれが重商主義政策とよんでいる諸政策を、産業資本のための原蓄体系とみる点に特色がある。M・ドップの重商主義論もこの系列に属する。つぎに、マルクスの立場に立ちつつ、第一の系列に属するリストの重工主義(1)保護主義論を積極的に導入して、新しい独自の立場を打ちだしたのが、論者によって若干のニュアンスの相違はあるが、張漢裕、大塚久雄、小林昇氏らの「大塚史学」の重商主義論であるといってもよい。この立場を第三の系列とみれば、ここでは、産業資本のための重商主義政策は取引差額制(重金主義)↓貿易差額制↓保護制度というかたちで発展したのではなく、それは取引差額制(重金主義)↓(市民革命)↓保護制度を主流として、前期的商業資本の立場を代表する貿易差額制に対抗しながら、展開されてきたものと考ええる点に特色がある。この立場はマルクスの立場を真に発展させたものとして、もっともすぐれた学説であることは疑いえない。

ところで、「大塚史学」に対する批判は各方面からさまざまなかたちで提出されているが、その重商主義論に対しては、故白杉庄一郎教授の「近世西洋経済史研究序説」(昭三五)がマルクス主義の立場からもっとも体系的な批判を加えたものであり、且つその批判をつうじて著者独自の学説を提示しておられる点で、もっとも注目すべきものであろう。そこで、まずわが国重商主義研究史のなかでも特異な地位を占めている白杉教授の学説を検

討し、その上で主題に限定された限りではあるが、若干私自身の見解をのべてみたいと思う。

I 白杉教授の重商主義論

白杉教授は重商主義をつぎのように規定せられる。「重商主義とは、近世の西ヨーロッパにおける本源的資本蓄積期——生産方法からいえば所謂本来的マニユファクチャ時代——の経済政策であり、これを基礎づける思想体系であった」とすれば、「重商主義は、社会的には近世資本主義の成立期に支配的であった商業資本——くわしくいえば、マニユファクチャ的産業資本を生産的基礎とした商業資本——の政策であり、これを基礎づける思想体系であった」と⁽²⁾。そして白杉教授の独自性はそうした重商主義政策の本質を一種の帝國主義——「重商主義的帝國主義」と規定される点であり、しかもそれを「商業資本の政策」ないしは「マニユファクチャ的産業資本を生産的基礎とした商業資本の政策」と規定される点であると思う。教授がしばしばくり返し指摘しておられるように、「重商主義政策の直接の支柱を形成したのは、産業資本ではなくて、商業資本であった」という点においては、私もまた基本的には教授の説を正しいものと考ええる。というのは、重商主義時代においては、産業資本はなお商業資本に対して従属的地位を占めていたと考えられるからである。しかし、それだけでは余りにも事柄は単純である。もう少し突込んで、商業資本と産業資本の関係、具体的には重商主義的産業保護政策を考えてみると、白杉教授の説にもなお異論がないわけではない。われわれはアイルランド羊毛工業の抑圧を、イギリス重商主義の一つの例証としてみた場合、重商主義的産業保護政策について教授とは少々ちがった見解が出てくるように思う。この点の相違を明らかにしてゆけば、僅かばかりの見解の相違が、あるいは体系としての大きなちがいにまで発展することになるかもしれない。

さて、白杉教授はこの問題についてつぎのようにいわれる。「フランスの重商主義的産業保護政策がいわば、国家主義的であつたのに対して、イギリスのそれは下から自生する人民の産業を保護育成した点に特色をもつた。いいかえると、イギリスの政策は、フランス風の特権的マニユファクチュアではなくて、ほとんどもっぱら自生のなマニユファクチュアの培養にかかわつたのである」⁽³⁾。しかしそうはいうものの、「イギリスの重商主義的産業保護政策も、やはり特権のないし指導的な商業資本の政策であつたのであつて、産業資本そのものの政策ではなかつた。だからこそ、イギリスにおいても重商主義段階における産業保護政策は、貿易差額の獲得という目的に奉仕せしめられたのである。イギリス産業保護政策の特色は、貿易差額の獲得という商業資本の原則が、自生的な産業資本の要求と競合するところが比較的少なかつたところにあるのでなければならぬ」と。⁽⁴⁾つまり産業保護といつても、貿易資本の政策のワクのなかでおこなわれたにすぎないのであり、それは自生的な産業資本の要求とほとんど一致していたといわれるのである。確かにアイルランド羊毛工業の抑圧に際して、両者の立場が完全に一致していたとはいえないにしても、産業資本の要求が商業資本の政策と一致していたかぎりで、アイルランド植民政策が遂行されたことは事実である。けれども、ここでの問題点は、重商主義的産業保護の対象となつた「自生的な産業資本」ないし「自生的なマニユファクチュア」とはいつたどういう資本であるのか。また、その場合の「保護」というのはどういう意味であるのか、という点である。

すでに行論中に明らかにしたように、ここにおいて重商主義的産業保護の対象となつた資本というのは、具体的に主としてイングランド西部および西南部の羊毛工業の利益である。これを「自生的な産業資本」ないし「自生的なマニユファクチュア」とよぶことは差支えないけれども、その内容を白杉教授のように大塚史学的解釈

で理解されることには疑問がある。というのは、われわれが別のところで明らかにしたように、また最近多くの人によって強調されているように、⁽⁵⁾ イングランド西部および西南部の織元は、当時におけるもつとも先進地帯の資本家Ⅱマニユファクチャ主であつて、決してマニユファクチャに對立する前期的資本の代表者ではない。従来ややもすれば、北部の羊毛工業地帯が先進地帯であり、そこにこそマニユファクチャⅡ産業資本が純粹培養的に成立し、産業革命へ發展してゆくものと考えられていたが、これは明らかに誤解にもとづく見解である。すなわち、西部の先進地帯に現われていた「自生的なマニユファクチャ」は、基幹的な紡毛、織布部門については前貸間屋制を経営形態とし、準備仕上げ工程については、一種の集中マニユファクチャを経営形態としてとらざるをえなかつたような、⁽⁶⁾ 従つて基本的な資本関係としては、いわゆる事実上の資本Ⅱ賃労働関係を形成していたような資本であつたからである。私はこれを産業資本の初期的形態であるという意味で、しかも本来の産業資本とは資本の形態と法則において相對的に独自の性格が認められるという意味で初期資本とよんでいる。⁽⁷⁾

宇野弘藏氏は、資本主義のもつとも初期の段階における資本を「商人資本」とよんでおられるように、また欧米の学界ではふつう「商人製造家」merchant-manufacturerとよんでいるように、初期資本は商業資本と産業資本との合体したものと考へて差支えない。それは小野朝男氏も信用制度の側面から明らかにされたように、「宿命的に近代的な性格と前期的な性格をあわせもつ」⁽⁸⁾ ていたのである。白杉教授は重商主義を規定して、それは「どの段階においても商業主義的重商主義でもなければ、産業主義的重商主義でもなくて、むしろその統一であつた」⁽⁹⁾ といわれているが、もしその意味するところが、重商主義を商業資本のための政策でもなく、また産業資本のための政策でもなく、むしろその統一された資本の政策であつたといふのであれば、それはまさに初期資

本の政策であつたといわなければならぬ。

ところが、教授は重商主義の主体をあくまで「マニユファクチュアの産業資本を生産的基礎とした商業資本の政策」と規定される。その場合、恐らく教授の脳裏には、大塚史学の重商主義論＝商業資本論には疑義を抱かれつつも、そのマニユファクチュア論には全面的に賛成するという複雑な気持があつたように思われる。つまり教授は、大塚史学の問屋制商業資本＝前期的、マニユファクチュアの産業資本＝近代的という図式を一応前提として、外国貿易に従事する特権の大商業資本＝重商主義的商業資本（＝進歩的）とマニユファクチュア資本との提携を、重商主義ないし重商主義的産業保護政策とみておられるようである。もしそうであるとするならば、教授の学説は、大塚史学のマニユファクチュア論をほとんど無批判的にうけいれて、これを重商主義が元来商業資本の政策であるとする教授の基本的主張のなかに、いかに包摂するかに最大の努力が払われているといつてもよい。しかし、大塚史学の商業資本論のみならずマニユファクチュア論に対しても疑問をもつものには、この点こそもつとも納得しがたく感ずる点である。だから、当然つぎのような矢口孝次郎教授の疑問も起ってくるのである。⁽¹⁰⁾

『重商主義的商業資本』は基本的に重商主義の支柱となつた外国貿易に従事した資本とされるが、他方においてはマニユファクチュアを基礎にもつ資本である。その場合、マニユファクチュアとの結び付きは、単にその製品を世界市場に販売し、また逆にその必要とする資本を「重商主義的搾取」によって獲得しこれを国内に齎らし、かくてマニユファクチュアの成立を可能ならしむるというだけに存するのか。或はすすんで「商人が産業家になる場合」における商人、すなわちマニユファクチュア組織者としての商人（その担う商業資本）として関係するのか。著者の理論からすれば、この二つの場合を含むものでなければならぬが、そうであるとすれば、マニ

ユファクチュア形成における『重商主義的商業資本』と『問屋制商業資本』との対比が問題となる。この点に関し、後者がマニユファクチュア形成者としての産業資本に転化することは明らかに認められる（例えばドップもそうである）。とすれば、両者は資本主義の成立乃至マニユファクチュア形成に関し、同一の関係をもつものとなってしまうのではなからうか。それは問題である。

更に根本的問題はマニユファクチュア範疇の理解に関して存する。著者は、……特権的大商業資本の国内への流入によってマニユファクチュアの形成が可能とされるが、その場合対応するマニユファクチュアとは、農村工業としての小規模のマニユファクチュアとして扱えられている。対応は果してそのようなものであるか。……著者はマニユファクチュア範疇のとり上げ方に関する限り、大塚史学的解釈によられているが、マルクスの解釈に基づく場合、そこに疑問なしとはいえない」と。このような疑問に答えるためには、矢口教授の羊毛工業の実証的成果の上に立って、その理論化を試みた「初期資本」論がある程度有効ではないかと思う。

II 初期資本と重商主義

重商主義が複雑な性格をもっていることは研究史が示しているところであり、白杉教授のいわれる一種の帝国主義的性格をもっていたことも否定できない。この点、「重商主義的帝国主義」論をもって、重商主義研究史にユニークな学説を一枚加えられた白杉教授の貢献はきわめて大きいことを認めねばならない。⁽¹¹⁾しかし、ここでは重商主義の産業保護政策の側面のみ限って論じることを予めおことわりしておきない。とすると、この側面に関するかぎり、私は白杉教授の説とは異り、重商主義政策を初期資本の政策、つまりそれは初期資本のための政策であり、初期資本の要求した政策であって、産業資本のための政策ではなかったと考える。この点について、も

う少し詳しくのべてみると、つぎのごとくである。

いま、われわれの主題に則して、初期資本主義時代の歴史的典型をイギリス羊毛工業によって代表せしめることにする。この点については、大塚教授、宇野教授らの先学の業績によっても明らかところで、恐らく異論がないであろう。いうまでもなく、国内に金銀を産しないイギリスは、中世末以来、毛織物輸出をもって国富の増大をはかってきたのであって、毛織物輸出にひきいられた国内羊毛工業の発展は、イギリス国力のシンボルであった。一六世紀から一七世紀前半におけるイギリス全輸出額のうち毛織物の占める割合は、八〇—九〇%という圧倒的な部分を占めていた。ところが、一七世紀後半以降この比重は急速に低下し、一七〇〇年頃には五〇%前後にまで下った。それにかわって、輸出面で大きな比重を占めはじめたのが、主としてアメリカ、西インド諸島や東洋の特産物の再輸出貿易の発展であった。一六四〇年頃には、再輸出は全輸出額の三ノ四%しか占めていなかったのに対し、一七〇〇年頃にはいまや三〇%を占めるにいたつた。⁽¹²⁾当時、こうした外国貿易の構造変化が、果してどこまで正確に把握され、意識されていたかどうかはともかく、国内産業への投資よりか、こうした再輸出貿易面への資本の移動、あるいはそれに伴う羊毛工業の危機が、さまざまな機会を把えて人々に訴えられたのである。例えば、毛織物輸出に貢献しないフランス貿易の奢侈品取引とその片貿易的性格への批判、同じく毛織物の輸出に貢献しないで銀ノ富を輸出して香料を輸入し再輸出する東インド貿易、またキャリコを輸入してイギリス羊毛工業の生産と市場に脅威を与える東インド会社への攻撃、アイルランドやアメリカ植民地における羊毛工業の発展に対する嫉妬と攻撃などがそれである。だから、名譽革命以後の羊毛工業の保護政策を考える場合、少くともこうした外国貿易の構造変化を念頭においておく必要がある。

ここでは、問題の対象を重商主義のもつ保護制度の側面にのみ限定するけれども、外国貿易に占める再輸出の役割の増大、それが原始的蓄積に果した効果を軽視して、重商主義を論ずることは正しくない。すなわち、名譽革命以降、イギリスは固有の重商主義の段階に移行したといっても、貿易差額制の原則が決して放棄せられたわけではないのである。一六九六年、輸出入貿易総監が任命され、商務省 (Board of Trade) はイギリスと他国民との国際収支についての知識をえるために、個々の国民との貿易額とバランスを算出した貿易統計の作成に当たることによって知られるように、⁽¹³⁾貿易差額制は固有の重商主義といわれる一八世紀においても、むしろ貿易政策の基調をなしていた。だから、「イギリスにおいても重商主義段階における産業保護政策は、貿易差額の獲得という目的に奉仕せしめられたのである。イギリス産業保護政策の特色は、貿易差額の獲得という商業資本的原則が、自生的な産業資本の要求と競合するところが比較的少かったところにあるのでなければならぬ」という白杉教授の説は、充分首肯せられるところである。⁽¹⁴⁾

ただ、白杉教授の説と私の考えとちがうところは、産業保護政策の内容とその対象となった資本についての理解である。教授のいわれる「自生的な産業資本」を大塚教授のマニファクチャ資本の範疇でなく、私のようにこれを「初期資本」の範疇で理解すれば、商業資本と産業資本の「競合が比較的少なかった」という説明が割合かんたんになされるのではないかと思うのである。もし「初期資本」による説明を認めるとするならば、われわれの見解の相違は、重商主義の産業政策にかんする根本的な相違にまで発展する。すなわち、教授は大塚史学やカニンガムと同じく、重商主義的保護主義は産業資本の発展を助長したと解釈されるのであるが、私の初期資本論の立場では、重商主義からの解放が産業資本発展の契機であったと考えるのであって、この点の解釈にかん

する限り、私の立場はむしろアンウィンの解釈に近いことになる。

それでは、初期資本論では保護主義をどう理解すればよいのか。ふつう、重商主義時代の保護制度は、産業資本のための保護制度、つまりまだ幼弱な産業資本に対して国家がその成育を培くみ、その成長を温室的に保護するためにとった積極的な保護政策と考えられている。果してそうであるのか。私はこうした見解に大いに疑問を感じる。すなわち、そうした産業資本のための積極的な保護政策は、比較生産費の法則の作用する産業資本の自由主義経済の段階における、後進産業ないし後進国の保護政策にはじめて政策的意味をもつものである。これに対して、イギリスの重商主義的保護主義は、まだ自らの力が自立できない初期産業資本が、その生産力および既得市場の保護を国家権力による特権的保護に求めたのであって、決してそれをつうじて自由主義的な競争力の培養をはかるのを目的としたのではなかった。だから、恰かも衰退してゆく都市工業が、絶対国家のギルドの特権的保護に望みを托したように、(例えば、農村工業の抑圧その他)、いまや農村羊毛工業それ自身は、外国からの安い繊維品の流入や植民地の自由な競争産業の出現に対して、国家権力による特権的保護を求めねばならなかったのである。まさに重商主義は、国家領域にまで拡大した中世ギルド政策の性格をもっていたのである。しかし、いうまでもなくそれがたんなるギルドの政策ではなく、初期資本Ⅱ事実上の産業資本のための政策であったという点で、次元を異にしている。

イギリスの保護制度が直接産業革命を準備するためのものでなく、また本来の産業資本の直接的培養を意図したものでなかったといっても、結果としてそれが産業革命の諸条件を準備したこと(Ⅱ本源的蓄積)を否定するものではない。むしろ国内市場および海外市場Ⅱ植民地の確保、人口増大への刺激、海運業の発達、資本蓄積の

増大など、産業革命への客観的諸条件はこの間に準備せられたのである。本来の産業資本は、イギリス保護制度の温室的保護の中から生成してきたのではなく、こうした客観的諸条件を媒介的契機として、理論的には初期資本の発展の中から、弁証法的なプロセス（例えば、初期資本の利潤率低下）をへて、初期資本の産業資本への転化、ないし初期資本の否定的対立物として産業資本が成長してくるのである。⁽¹⁵⁾例えば、重商主義的初期資本の基盤としての「低賃銀」の経済と、成長してくる産業資本の基盤としての「高賃銀」の経済の対立。もしイギリスにおける本来の産業資本のための保護制度を求めるとすれば、それは一八世紀末から一九世紀はじめの産業革命期において、自由主義実現の支えとして施行された過渡的諸政策に求めるべきであろう。

ところで、いま一つ保護制度にかんして注目すべき点は、イギリスの重商主義的保護制度が初期資本のための特権的な保護制度であったといっても、フランスやドイツにおける後進国の保護制度もまたそうであったのではないということである。フランスの保護制度については、吉田静一氏の最新の研究がある。⁽¹⁶⁾氏によれば、フランス絶対王政下のコルベルチスムは、絶対王政の財政的必要から生じた貿易振興と産業育成を主たる内容とする上からの特権的な保護制度であり、従ってそれは本来の重商主義ではなかったという。氏はイギリスの後期重商主義（通説のいう産業資本育成のための「固有の重商主義」）に対応するフランスの経済政策を追求すると、それはフランス革命における保護主義とナポレオンの「大陸制度」に該当すると主張される。

しかし、イギリスの重商主義的保護主義を私のように理解すると、何をもって「固有の重商主義」と規定するかという点とイギリスを普遍的尺度とする論法においては意見が分れるが、少くともそれをもって吉田氏のフランス保護主義論が崩れてしまうかというところではない。産業資本のための保護主義というのは、産業革命とと

もに現われてきたイギリスの自由主義的な産業資本に対抗しなければならなかった後進国においてこそ、本来の保護主義が成立しうるのであって、そういう意味ではナポレオンの「大陸制度」は、例えそれが十分な成果をもたらさなかったにしても、まさにこうした本来の保護主義のもっとも先駆的な形態に外ならなかったのである。

こうして後進国ドイツにおいては、リストをはじめとする歴史学派の主張の中に、もっとも典型的なかたちをとって保護主義が現われてきたのである。一九世紀中頃のドイツにおいては、イギリスを中心とする先進国の産業資本の自由主義的な攻勢に対応して、幼弱なドイツ産業資本の成長を、国家権力によって培む必要があったことは疑いをいれない。こうして産業的自由主義の下における後進国の保護主義は、現代においてもなお、自由主義のために主張せられるところであるが、いかに外観的に同じように見えても、また歴史の帰結としてリスト的解釈がイギリス史へのアポロジを可能にしている面をもっているにしても、産業革命以前のイギリス重商主義的保護主義は、産業資本成立後の後進国の保護主義とは段階的且つ本質的に異なるといわねばならない。

(註) ① 拙著『資本主義の成立過程』二〇〇—一四頁参照。

② 白杉庄一郎著『近世西洋経済史研究序説』一四一頁。

③ 同著、一八七頁。

④ 同著、一八七—八頁。

⑤ 矢口孝次郎著『資本主義成立期の研究』(昭二七)、拙稿「デヴォンシャーにおける毛織物工業の発展」(経済理論、四五・四六号)。同「デヴォンシャーにおける毛織物工業の発展と初期ブルジョアジエの動向」(社会経済史学、二四卷五・六合併号)。同「イングランド西部における毛織物工業の発展」(経済理論、三五・三六号)。拙著『イギリス毛織物工業史論』(昭三六)。飯沼二郎、富岡次郎著『資本主義成立の研究』(昭三五)前編、第二、三章。山之内靖「イギリス毛織物工業におけるマニユ・ファクチャーの経営形態——西部型織元経営の分析——」(歴史学研究、二五六号)。吉岡昭彦「産業革命期におけるヨークン

- ヤ一毛織物工業の構造」商学論集、三〇巻二号、一八二—一三頁。
- (6) 山之内靖、前掲論文、とくに二四—九頁。拙著『資本主義の成立過程』九—一二頁。
- (7) 拙著『イギリス毛織物工業史論』第五章参照。
- (8) 小野朝男著『イギリス信用体系史論』(昭三四)二二—三六頁。
- (9) 白杉庄一郎、前掲書、二〇〇頁。
- (10) 矢口孝次郎、「書評、白杉著『近世西洋経済史研究序説』」社会経済史学、一七巻四号、五二—五三頁。
- (11) D. K. Fieldhouse, "Imperialism": an Historiographical Revision' *Eco. H. R.*, 2nd ser., vol. XIV, no. 2, (1961) p. 200; John Strachey, *The End of Empire*, (1959), p. 325.
- (12) 拙稿「一八世紀イギリスの貿易構造」立命館経済学、十巻三号、一五—五頁。
- (13) 同、一四〇—四一頁。
- (14) 白杉著、前掲書、一八七—八頁。
- (15) 拙著『イギリス毛織物工業史論』二六—五—七二頁参照。
- (16) 吉田静一著『フランス電商主義論』(昭三七)。